

雇用アドバイザー出張相談

求職者の就労支援のため、毎月1回、雇用アドバイザーが出張して相談を受けます。日程、会場は、次のとおりです。どなたでも利用できます。気軽にご相談ください。

ところ	とき
福都町総合支所	毎月第2月曜日 午前10時～11時30分 ※10/10(月)は10/14(金)に変更
用瀬町総合支所	毎月第2月曜日 午後2時～3時30分 ※10/10(月)は10/14(金)に変更
国府町総合支所	毎月第4月曜日 午前10時～11時30分
気高町総合福祉センター	毎月第4月曜日 午後2時～3時30分
湖南地区公民館	毎月第1火曜日 午前10時～11時30分
下味野隣保館	毎月第2火曜日 午前10時～11時30分
津ノ井地区公民館	毎月第2火曜日 午後2時～3時30分
古海隣保館	毎月第3火曜日 午前10時～11時30分
湖山西地区公民館	毎月第3火曜日 午後2時～3時30分
豊実地区公民館	毎月第4火曜日 午前10時～11時30分
岩倉地区公民館	毎月第1金曜日 午前10時～11時30分
富桑隣保館	毎月第1金曜日 午後2時～3時30分
倉田隣保館	毎月第3金曜日 午前10時～11時30分
中ノ郷地区公民館	毎月第3金曜日 午後2時～3時30分

■問い合わせ先

市役所第2庁舎産業振興課 ☎(0857)20-3222

国民健康保険料の口座振替

口座振替にすると、保険料は指定口座から自動的に引き落とされ、納め忘れや、金融機関に出かける手間なども省けてとても便利です。みなさん、ぜひご利用ください。

口座振替は、金融機関または郵便局の窓口でお申し込みください(通帳、届出印、納付通知書または保険証をご持参ください)。

■問い合わせ先 ▷市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3482 ▷各総合支所福祉保健課(12ページ上記参照)



環境施設の整備などに役立てます

入湯税は、鉱泉浴場(温泉など)を利用する入湯客に課税され、次の費用に充てるための目的税です。

- ▷清掃工場、下水処理場などの環境衛生施設の整備
- ▷鉱泉源の保護管理施設の整備
- ▷消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備

入湯客から受け取った税金は、鉱泉浴場の経営者が市に納めます。税額は1人1日150円です。ただし、12歳未満の人、一般公衆浴場の入湯客などへの課税は免除されます。

■問い合わせ先 市役所駅南庁舎市民税課 ☎(0857)20-3411

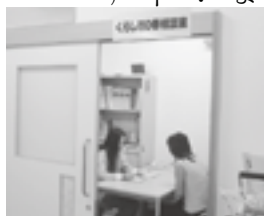


【入湯税】

■市役所開庁時
相談日時 平日 午前8時30分～午後5時15分

■市役所開庁時(午後10時まで)
相談日時 平日午後5時15分～午後10時および土・日・祝日・年末年始の午前8時30分～午後10時

相談方法 ①面談：市役所本庁舎1階「くらし110番相談室」
②電話：☎(0857)20-4894



電話：☎090-8715-9280(携帯)

■市役所開庁時(午後10時以降)
相談日時 毎日の午後10時～翌日午前8時30分

相談方法 ①ファクシミリ：☎(0857)20-3053 ②電子メール：kurashil10@city.tottori.tottori.jp

※ファクシミリ・電子メールでの相談は後日の対応となります。

問い合わせ先 市役所本庁舎市民参画課 ☎(0857)20-3158

秋の行政相談週間と合同行政相談

行政相談制度は、行政機関の仕事や手続き、サービスなどで「苦情がある」、「困っている」、「どこに相談してよいか分からない」といった相談を受け、公平中立の立場で解決の促進を図り、行政の改善に役立てる制度です。総務省は毎年10月の中旬(今年は17日～23日まで)を、行政相談週間と定め、次のとおり合同行政相談所が開設されます。

とき 10月18日(火) 午後1時～4時

ところ 県民文化会館 1階展示室

参加機関

- ▽鳥取地方方法務局
- ▽広島国税局
- ▽鳥取労働局
- ▽鳥取社会保険事務所
- ▽鳥取県
- ▽鳥取市
- ▽鳥取市社会福祉協議会
- ▽弁護士
- ▽行政相談員
- ▽鳥取行政評価事務所

問い合わせ先 鳥取行政評価事務所(鳥取地方合同庁舎・富安二丁目) ☎(0857)24-1554